

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立伏見板橋幼稚園

園長 齋藤 麻友子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が延長されたことを受け、本市立学校・幼稚園の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本園においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の再延長について

(1) 延長期間

5月31日（日）まで延長します。

※ なお、今後の国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、期間を変更することがありますので、その際は、速やかにお知らせさせていただきます。

(2) 保育の必要がある方（新2号認定を受けておられる方等）

京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。そのうえで、就労等により、保育の必要がある方（新2号認定を受けておられる方等）に対する預かり保育については、引き続き実施いたします。

※ 新2号認定を受けておられない場合でも、保育が必要な方は、別途ご相談ください。

2 臨時休業期間中の取組について

5月31日までの休業期間中に、希望登園日の設定や動画配信等を検討しています。詳細は後日お知らせします。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

(1) 緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

(2)「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

なお、5月13日以降に延長期間分の「健康観察票」をお届けしますので、それを活用してお取り組みください。

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに幼稚園（電話 611-2684）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(4) 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本園ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、ご覧いただくようお願いいたします。

4 長期休業期間について

休業期間の長期化に伴い、保護者の皆様にもご心配をいただいていると思います。子どもたちの状況や新型コロナの状況も鑑みつつ、子どもたちの学びを育むため、2学期の開始時期を早めることが教育委員会で検討されています。教育委員会の方針が決まり次第、ご連絡させていただきます。